

令和5年第11回 笠間市農業委員会総会会議録

令和5年11月28日 開会
令和5年11月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和５年笠間市農業委員会第１１回定例総会

〔令和５年１１月２８日〕

- 日程第１ 議事録署名人の指名
 - 日程第２ 会期の決定
 - 日程第３ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 日程第４ 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
 - 日程第５ 議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第６ 議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 日程第７ 議案第５号 現況証明願について
 - 日程第８ 議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第９ 議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第１０ 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
 - 日程第１１ 報告第２号 農地法第３条第１項第１３号の規定による農地等の権利移動届出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 議事録署名人の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
- 日程第４ 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
- 日程第５ 議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第６ 議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請について
- 日程第７ 議案第５号 現況証明願について
- 日程第８ 議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第９ 議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第１０ 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 日程第１１ 報告第２号 農地法第３条第１項第１３号の規定による農地等の権利移動届出について

出席委員

1 番	埜 博 光 君	1 1 番	鶴 田 英 樹 君
2 番	高 野 尚 夫 君	1 2 番	長谷川 隆 君
3 番	青 木 勝 照 君	1 3 番	山 口 忠 栄 君
4 番	石 川 馨 君	1 4 番	小 沼 祐 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
6 番	柳 橋 泰 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
8 番	長谷川 愛 子 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 井 亘 君		

欠席委員

な し

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 任	三 次 登 君

午後 1 時 3 0 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和 5 年第11回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により 5 番伊藤孝洋委員、並びに 6 番柳橋 泰委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の63、64について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号63について、調査結果を報告いたします。

11月18日午前、指名調査委員並びに申請人の立会いの上、現地の調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、金井交差点から笠間緒川線を北に5キロメートルほど進み、飯田ダム方面の標識がある丁字路を右折し、約4キロメートル先の旧七会村の境まで進みます。その大網という交差点を右折して約600メートルのところが申請地になります。

申請の内容ですが、譲受人は家族による農業の経営でございますが、田畑を耕作しております。農機具も一式そろっております。規模拡大ということで、畑を耕作し、栗を栽培するという計画です。この申請地は、譲渡人の耕地と隣接しております。譲渡人は、高齢となり農業が難しくなってきました、譲受人の要望で渡すことにしました。

売買による所有権の移転でございます。事業内容も詳細に記録されております。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 1番。

○1番（塙 博光君） 番号64につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月19日、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権の移転による売買です。

場所は、国道50号線寺崎交差点を北に3キロぐらい行った左側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、農業経営安定のため自己所有畑隣接の耕作地を譲り受けたい、譲渡人は、自分で耕作管理できないため相手の希望に応じたいとのことです。

譲り受けた畑には、野菜を作付するとのことです。そのほか関係書類もそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の65、66及び67について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号65から67につきまして、報告をいたします。

65番、66番は、隣接しておりますので、まとめて報告したいと思います。

11月21日、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者においては、電話で確認をしております。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりです。

場所は、北関東道友部インターチェンジ入り口交差点より、東へ50メートルほど行った右側が65番で、左側が66番です。譲渡人は、耕作ができないため売買にて譲渡するものがあります。譲受人は、お互いの自作地に隣接するため、農作業の利便性がよいので、これを受けるといふものであります。65番は水田として稲作を、66番は現在栗が植えてあり、そのまま利用し栗栽培をすることとあります。

機械等もそろっており、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、67番を報告いたします。

同じく21日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人は、電話にて確認をしております。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、平友部停車場線の清浦歯科前交差点より友部中学校方面へ100メートルほど、これより左側へ曲がりまして100メートルほど行った辺りであります。譲渡人の申請理由につきましては、高齢になり管理ができなくなったため、売買にて譲渡することとありました。譲受人は、自宅に隣接しており、徐々に農業に従事する時間を増やし、申請地にある梅の収穫を楽しみたいとのこととありました。隣にある自作地には、ブルーベリーが植えてあり、きれいに管理されておりました。

よって、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の68、69及び70について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○6番（柳橋 泰君） 番号68、69、70につきまして、譲受人が同一であるため、一括して調査の結果を説明いたします。

11月24日、農業委員と推進委員の3名により、譲渡人の代理人を兼ねた譲受人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市役所岩間支所前の道路を北に500メートルほど行ったところを左折した道路の常磐線陸橋までのところの道沿い3か所、少し入ったところ1か所の計4か所で、自宅から500メートル以内の水田です。譲受人の申請事由は、譲渡人から売買の相談があり、自宅近くでもあるので譲り受け、規模拡大を図ることにしたというものです。譲渡人の申請

事由は、高齢等により耕作が困難のためというものです。

申請地は、1筆は以前からの借地、他の3筆は水稻耕作または管理された状態の水田で、所有権移転後は、譲受人が主に粟を栽培しているため、労力が重ならぬようモチ米を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所有権移転であり、機械、労力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の71、72について、議席番号3番、13番委員より調査報告をお願いします。

○3番（青木勝照君） まず、調査番号71番について、調査結果を報告いたします。

11月25日、指名調査委員及び推進委員と譲受人及び代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線のコメリから石岡方面に向かい、200メートルぐらい行ったところの丁字路を右に曲がり、500メートルぐらい行ったところの十字路を右に曲がり、さらに80メートルぐらい行った右側の土地、ほか1筆です。譲受人は、農業経営規模拡大が目的です。譲渡人は、相手の要望に応じて譲渡することになりました。

農業従事者は1人で、トラクターや軽トラ等の農機具を所有しています。申請地の作物は、飼料及び野菜です。自然環境は良好でありまして、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号72番について、調査結果を報告いたします。

11月25日、指名調査委員及び推進委員と譲受人及び譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、巴川の小島南橋から南側の堤を上流に向かい、150メートルぐらい行った左側の田、ほか2筆の土地です。譲受人は、農業経営規模拡大が目的です。譲渡人は、相手の要望に応じて譲渡することになりました。

農業従事者は3人で、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ等の農機具を所有しています。申請地の作物は水稻です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の73について、議席番号14番、15番委員より調査報告をお願いします。

○14番（小沼 祐君） 番号73について、調査結果報告をいたします。

11月24日10時より、指名調査委員2名と推進委員と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請地、申請人については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、岩間第二小学校入り口交差点を西へ300メートル行き、そこを左折して10メートル行ったところの左側です。譲受人の申請事由は、農業経営を規模拡大するために申請地を取得したいということです。譲渡人の申請事由は、高齢で耕作が困難なため、申請地の隣接地の耕作者である譲受人に渡したいということです。

取得後は水稻栽培をするそうです。農業機械も一式そろえております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の63から73につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の13について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号13番について、調査の結果を報告いたします。

11月21日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道52号線仁古田交差点を北に100メートル、斜め右に300メートルほど行

ったところですが。申請人申請理由は、高齢となってきた農作業を行うことが大変となってきたため、アパート運営による資産安定を図るためだそうです。

申請地の状況は、東側市道、西側農地、南側農地、北側宅地です。また、日照、通風等についても、近隣の農地への影響はないものと見てまいりました。取水は市水道、汚水は合併浄化槽を経て側溝に放流、雨水は敷地内浸透処理です。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の13につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の5について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号5につきまして、調査の結果を御報告いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、業務スーパー笠間友部店の南150メートルほどの美原団地の一角でございます。申請人の変更の事由につきましては、当初、事業者が宅地分譲1区画を行うというものでしたが、遠方により造成工事の工事管理ができないためとしております。承継者につきましては、美原に土地を探していて、当該地を紹介され、自己住宅を建てたいというもので

ございます。

なお、本件につきましては令和4年3月25日付で許可を受けており、隣接状況等につきましても何ら問題が発生するものではないと見てまいりました。関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の107について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 申請番号107につきまして、調査の報告をいたします。

11月27日、指名調査委員全員と代理人立会いの上、調査をいたしました。申請地、申請目的は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間地区石井神社、国道355号線バイパスを南に200メートルくらいの右側となっております。譲受人の申請理由は、以前から飲食店経営を考えていて幹線道路を探していたところ、希望に合った場所があったということです。譲渡人は、将来、相続についてままならず、道路に囲まれた飛び地のため使用希望者がいなかったもので、よかったと伺っております。権利移転の内容は売買です。店舗つき住宅の建設を予定しております。

隣接地へ影響は、全方道路に囲まれた場所のため、ございません。汚水、雑排水は、合併浄化槽を完備予定、排水は宅地内処理です。資金面、事業計画から見ても何ら問題ないと判断できますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の108について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（塙 博光君） 番号108につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月19日、指名調査委員2名と代理人の方と現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は売買です。

場所は、国道50号線石井信号を北へ2キロメートルほど行った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は製造業を行っていますが、近く社員の増員を予定しており、従業員用駐車場として取得したい、譲渡人は自分では耕作できないので売ることにしたとのこと。

隣接状況は、東側畑、南側宅地、西側宅地、北側畑ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の109、110について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

○4番（石川 馨君） 番号109番につきまして、報告いたします。

11月21日に現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、穴戸小学校より北へ100メートル行った辺りであります。この申請は、住宅の拡張及び駐車場、資材置場を売買にて確保するための申請であります。申請地は、長い間駐車場として利用されており、始末書が添付されておりました。

住宅地の中ほどにあるため、農地への影響はなく、許可をしてもよいだろうと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号110番について、調査の結果を報告いたします。

11月21日、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。申請人、代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号、住吉交差点を東に300メートルほど行ったところ。譲受人申請事由は、賃借人会社は10トン貨物9台、4トン4台、2トン4台、1.5トン2台、計19台で貨物運送業をしています。これらの自動車は、現在、社長の自宅敷地と本件申請地の一部を使用して管理しておりますが、自宅敷地への大型貨物の出入りは危険な上、困難を極めている。事故防止の観点から、申請地全部に拡大して、大型貨物を置く場所を確保したいとのこと。譲渡人申請理由は、賃借人が代表取締役である会社の運送貨物自動車駐車場が不足しているので、賃借したいとのこと。

申請地の状況は、東側道路、西側、転用済みの駐車場、北側、南側、住宅地への進入路、また駐車場のため、近隣の農地への影響はないと見てまいりました。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の111から115について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 調査番号111から113について、調査の結果を報告いたします。

まず、調査番号111について、調査の結果を報告いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と譲受人、譲渡人、笠間市子ども福祉課立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市立ともべ保育所の西隣です。譲受人の申請理由は、笠間市との保育所の民間移管に係る事業連携協定を令和5年3月に締結し、令和6年4月から運営予定である保育園の職員及び保護者の駐車場として利用したいとしております。譲渡人の理由は、子育て支援のため駐車場として利用したいと要請されたためとしております。権利関係は賃貸借です。

隣接地への影響は、東側が宅地、西側、北側が雑種地、南側が市道となっており、周囲に農地はなく、隣接地への日照、通風等に影響はないものと見てまいりました。取水計画はありません。雨水については、敷地内浸透処理でございます。

なお、この案件については、笠間市管理課に道路法24条の許可申請をしております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号112について、調査の結果を報告いたします。

同じく11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部第二小学校からモノタロウ方面へ200メートルほど進んだ、左にカーブしたところの左側です。譲受人の申請理由は、現在借家に住んでいるが、結婚したこの機会に、土地を購入し自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じるためとしております。

当申請地は、道路に合わせて南西向きの区画になっております。隣接地への状況は、南東側が宅地、南西側が南側にある休耕中の畑へ向かう進入路用の畑、北西側が県道、北東側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等に影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号113について、調査の結果を報告いたします。

同じく11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鯉淵のひたち野ゴルフセンター西側の西飯田バス停のところを、北へ400メートルほど入った左側です。譲受人の申請理由は、賃貸住宅に居住していたが、通勤通学に

便利なこの土地を求め、住宅を建築したいとしております。譲渡人の理由は、譲受人から購入したいとの申出があり、要望に応じるとしてしております。埋立ての計画はありません。

隣接地の状況は、東側、西側が宅地、南側が市道、北側が畑となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 18番。

○18番（田山悦子君） 番号114、115につきまして、調査の結果を御報告いたします。

まず、114番につきまして御報告いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、筑波銀行友部支店の交差点を笠間市役所方面、西に70メートルほどのところを左折し、50メートルほど進んだ右手のところでございます。譲受人の事由は、実家の隣に自己用住宅を建築する予定があり、接道して使用するためとしております。譲渡人の事由は、受人は息子さんであり、渡人自身の希望であるとしております。権利移転の内容は、贈与でございます。

隣接状況ですが、東側は道路、西側、南側、北側は宅地であり、周囲に農地はなく問題ないものと見てまいりました。取水、排水計画はなく、雨水につきましては砕石敷きにより敷地内処理としております。このほか関係書も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、115につきまして、調査の結果を御報告いたします。

本件は、先ほどの事業計画変更申請と関連しており、申請地は同じところになります。申請人、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。譲受人の事由は、現在、賃貸住宅に住んでいますが、子供が大きくなり手狭になったため、小中学校に近いところを探していたところ、当該地を紹介されたというものです。譲渡人の事由は、譲受人から購入の申出があったためとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、北側は宅地、南側は宅地及び雑種地、西側は、地目は山林となっておりますが現況は駐車場であり、周囲に農地はなく問題はないものと見てまいりました。取水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水につきましては宅地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の116について、議席番号2番、9番委員より調査報告をお願いします。

○9番（國谷博隆君） 番号116番につきまして、説明いたします。

11月20日午後1時より、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等は、議案書のとおりです。

場所は、友部方面から小原神社交差点を右に曲がりまして、内原方面に約300メートルぐらい行った右側の畑です。周辺の状況は、南側が畑、西側が住宅の作業場所、北側は畑地、東側は道路の平たんな場所です。

申請理由は、親と一緒に住んでいましたが、息子のほうが新しい家を申請地に建てたいということのようです。取水は市の水道、排水は合併浄化槽処理、雨水は敷地内浸透ということです。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の117について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○6番（柳橋 泰君） 番号117につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月24日、調査委員と推進委員の3名により、譲渡人、譲受人、双方の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、国道355号の岩間バイパス分岐点から50メートル北に進み、左折し、採石場に向かう道路を1.3キロメートルほど進んだところを左側に少し入った土地です。現況は、やや傾斜地で、資材置場の利用に向けて、畑の繁茂地を伐採した状態です。譲受人の申請事由は、碎石製造販売業を営んでおり、事業の拡大に伴い、現在の碎石等の貯積置場が手狭になり、貯積場の拡張のため用地を求めていたところ、既存の資材置場に隣接する土地を取得できることになり、資材置場の拡張整備を図るというものです。譲渡人の申請事由は、資材置場用地拡張の最適の土地として強く要望されたために、応じるというものです。

取水、排水計画はありません。雨水の排水は、敷地内浸透処理の計画です。東側、西側、北側は雑種地、南側は栗園で、周囲への影響はないものと判断いたしました。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の118、119について、議席番号14番、15番委員より調査報告をお願いします。

○15番（込山祐一君） 申請番号118と119、続けて報告いたします。

初めに、申請番号118ですが、調査の結果を説明いたします。

11月24日9時20分より、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。譲受人、代理人とも、電話にて確認させていただきました。申請人、申請地、申請目的等については、

議案書に記載のとおりです。

申請地は、J A岩間給油所から常磐道岩間インターチェンジ方面へ150メートルほど、北東へ400メートル行った左側の休耕地です。右側には、おしのべ保育園があります。譲受人の申請事由は、大型トラック22トンと2台、脱着式コンテナ3台あり、自宅の敷地と従業員の自宅の敷地に置いてある状況にあり、この車両置場を1か所にまとめ、会社専用の車両置場として会社に賃貸するということです。譲渡人の事由は、野菜類などを作付耕作していましたが、高齢になり、ここ数年耕作ができない状況になってしまったので、譲り渡すとのことでした。権利移転の内容は売買で、資金調達の面から見ても現実性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側宅地、南側道路、西側が譲渡人の休耕地、北側が太陽光発電施設です。隣接地への日照、通風、耕作地への影響はありません。また、給水、排水の計画はありません。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号119について、調査の結果を説明いたします。

11月24日午前9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、J A岩間給油所から北へ250メートルほど行った左側の栗畑でした。譲受人の申請事由は、現在工場を増設中で、自家用車通勤の従業員が100名ほど増える予定で、駐車場の増設が必要であるということでした。譲渡人の事由は、高齢になり後継者もないため、譲受人の要望に応じたいということです。権利移転の内容は売買で、資金調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接への影響ですが、東側は会社の駐車場、西側は太陽光発電施設、南側は道路、北側も道路です。日照、通風、耕作地への影響はありません。また、敷地の周りをフェンスで囲み、碎石等が飛び散らないようにするとのことでした。給水、排水の計画はありません。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の110、116につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の111、114及び115につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

○17番（佐藤清章君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

11月24日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、平町大沢のしまむらショッピングモールより、田んぼ沿いに東へ200メートルほど進んだ左側です。

この申請は、令和4年6月28日に特定建築条件付売買予定地として農地法第5条第1項許可を得たものです。申請地が許可の目的どおりに転用行為が完了していることを確認してまいりましたので、報告いたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定

について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページから16ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が9件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が5件となります。合計21筆、3万7,100平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書12ページから16ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○6番（柳橋 泰君） すみません、ちょっと質問なんですが、この利用権設定の期間なんですけれども、81番については令和5年12月から令和6年11月ということで約1年間の期間となっているんですけれども、例えばこういった期間を設定するときには、例えば3年以上とかという決まりはないんですかね、そこら辺の確認なんですけれども。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局からです。取決めは、ないと認識しております。

○6番（柳橋 泰君） そうですか。ただ、1年というとは本当短い期間なので、これ何なんだろうって、普通は大体、安定的に耕作するためには3年なり5年なりというのが標準じゃないかなという気がしたんですけれども。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 通常は5年とか10年とかというのが多いんですけれども、その後で何かの事業を、事業というか、計画があつて短期的なということは想定されます。以上でございます。

○6番（柳橋 泰君） はい。了解しました。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちに、お諮りいたします。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定されました。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、17ページから129ページとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が199件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が182件、賃貸借権の設定が17件となります。合計576筆、71万6,131.23平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書17ページから129ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第 7 号については、農業委員会等に関する法律第31条第 1 項の規定による議事参与の制限を受ける案件が 1 件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第 7 号、番号110について審議いたします。審議が終了するまでの間、7 番入江保夫委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 4 分休憩

午後 2 時 2 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号、番号110について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号110は、原案どおり決定されました。

それでは、7番入江保夫委員が入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く198件について、審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く198件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く198件について、原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、130ページから142ページとなります。

番号62から132ページの番号67は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。133ページになります。

番号68は、賃借人が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号69、134ページの番号70は、体調不良により耕作ができなくなったため、合意を解約するものです。

番号71は、貸人の都合により合意を解約するものです。

135ページになります。

番号72は、賃借人が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

136ページになります。

番号73から137ページの番号75につきましては、土地改良事業を実施する上で農地中間管理機構との使用貸借を結ぶため、合意を解約するものです。

番号76は、農地を譲渡する予定のため、合意を解約するものです。

138ページになります。

番号77から142ページの番号86につきましては、土地改良事業を実施する上で農地中間管理機構との使用貸借を結ぶため、合意を解約するものです。

報告につきましては、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、143ページになります。

番号4、番号5の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりであります。

申請事由は、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。この件につきましては、今後、農地法第3条の規定による許可申請が出されることとなります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和５年第11回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後２時３０分閉会

会議規則第１５条の規定により署名する

議 長

５ 番 委 員

６ 番 委 員